

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認秋田地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	13 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	10 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男(死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和4年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年1月から同年3月まで

国民年金制度開始時からずっと、亡くなった夫と私の二人分の保険料を私がA市町村役場窓口で納付していた。年金の受給手続の際、社会保険事務所から夫と私の未納期間は無いと言われたが、ねんきん特別便で私に3か月の未納期間があることが分かり、社会保険事務所に掛け合ったところ、A市町村に記録があったことから国民年金記録が訂正された経緯がある。夫の分も一緒に納付していたので記録を訂正してほしい。

(注) 本申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料を納付していたとするその妻は、保険料を完納し、申立人も申立期間の3か月を除き保険料をすべて納付しており、申立人の妻の納付意識は高かったものと考えられる。

また、社会保険庁の記録では、当初、申立人の妻も申立期間は未納となっていたが、A市町村が保管する国民年金納付記録により納付が確認でき、平成20年12月9日付けで記録が納付に訂正されている。

さらに、社会保険事務所の記録から、申立人及びその妻の保険料の納付日は、おおむね一致していることが確認でき、夫婦二人分を一緒に納付していたとする申立人の妻の主張に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、申立人の主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年11月11日から9年4月16日まで

社会保険事務所からA有限会社に出稼ぎに行っていた申立期間の私の標準報酬月額が9万8,000円になっていると聞いたが、当時は毎月30万円以上の給料をもらっていた。社会保険事務所に記録されている標準報酬月額は少なすぎるので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は9万8,000円とされているが、雇用保険の支給記録から当時の賃金月額は39万円相当であったことが推認できる。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、41万円と記録されていたところ、申立人のA有限会社における資格喪失日（平成9年4月16日）の後であり、同社が適用事業所に該当しなくなった日（平成9年9月11日）の後の平成9年9月16日付けで、8年11月11日に遡^{そきゆう}及して9万8,000円に引き下げられていることが確認できる上、9年9月11日現在で同社に在籍していた一人についても申立人と同様に遡^{そきゆう}及して標準報酬月額を引き下げられていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成8年11月11日から9年4月16日までの標準報酬月額を9万8,000円とする訂正処理を9年9月16日付けで遡^{そきゆう}及して行う合理的理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た41万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月及び同年5月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における厚生年金保険被保険者の資格取得日に係る記録を40年4月12日、資格喪失日に係る記録を同年6月1日とし、40年4月及び同年5月の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和33年1月10日から同年3月1日まで
② 昭和33年5月1日から同年12月1日まで
③ 昭和34年1月10日から同年3月1日まで
④ 昭和34年5月1日から同年同月31日まで
⑤ 昭和35年1月10日から同年3月1日まで
⑥ 昭和36年1月10日から同年3月1日まで
⑦ 昭和37年1月10日から同年3月1日まで
⑧ 昭和40年4月12日から同年6月1日まで

昭和32年から40年5月まで毎年、A事業所で勤務していた。このうち厚生年金保険の加入記録が無い申立期間①から⑧までについて、加入期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間⑧について、申立人は、A事業所に勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張するところ、当時の同僚及び経理担当者は、「申立人は、当時、一緒に勤務していた。厚生年金保険には、大多数の者が加入しており、特定の者のみが加入していなかったということは無かったと思う。」と証言している上、昭和32年度から39年度までの間において、33年度を除き毎年度厚生年金保険に加入し、申立人と厚生年金保険の加入記録がす

べて同じである同僚 13 人はいずれも、申立期間（昭和 40 年度）に厚生年金保険に加入していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間⑧について、厚生年金保険被保険者として保険料を事業主により控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険庁の同僚の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A事業所は、当時の関係資料が無いため不明としているが、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立期間⑧前後の期間の健康保険記号番号の欠番は無く、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届及び資格喪失届が提出されたにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考え難いことから、事業主から社会保険事務所への資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 40 年 4 月及び同年 5 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間⑧の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①から⑦までについては、当時の同僚の証言から、申立人が、毎年、A事業所に勤務していたことは推認されるが、A事業所では、申立人の人事記録を保管していないため、当時の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況が確認できない。

また、申立期間①から⑦までについては、当時の経理担当者が、「厚生年金保険への加入はみな一緒であった。」と供述しているところ、社会保険事務所が保管するA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和 32 年度から 39 年度までの全期間を通して、申立人と同一年月日に厚生年金保険被保険者資格を取得している 13 人全員の厚生年金保険の加入記録が無いことが確認できる。

さらに、申立期間②及び③については、その前後の年度の昭和 32 年度及び 34 年度の被保険者資格取得者はそれぞれ 401 人、435 人であることが確認できるが、申立期間②及び③を含む 33 年度は、被保険者資格を取得した者は 2 人と極めて少ないことが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から⑦までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成3年4月及び同年6月から4年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、平成3年5月の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年4月
② 平成3年5月
③ 平成3年6月から4年1月まで

国民年金記録を照会したところ、平成3年4月と同年6月から4年1月までの期間が未納となっているとのことだったが、この時期は会社を休職している時と無職の時なので国民年金に加入しているはずである。また、3年5月分の保険料の納付書があるが、この時期は厚生年金保険の加入期間となっており保険料を重複して納付していると思うので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する「平成3年度国民年金保険料納入通知書」（平成3年10月7日付けでA市町村が発行）から、申立期間のうち「5月」分の保険料の納入通知書は発行されているが、「4月」分及び「6月から1月」分の納入通知書は発行されていないことが確認でき、「平成3年度国民年金保険料領収証書」から、「5月」分の保険料が納付されていることが確認できる。

また、社会保険庁の記録から、申立人の国民年金の加入記録は、資格取得手続（平成3年9月30日）がされた当時、平成3年5月1日資格取得、同年6月1日資格喪失と記録されていることが確認でき、現在の加入記録（国民年金加入は平成3年4月及び同年6月から4年1月までの期間、厚生年金保険の加入は3年5月）に訂正処理されたのは平成6年8月4日であることが確認でき、申立期間①及び③当時、申立人は国民年金に加入していない

め、申立期間①及び③の保険料を納付することはできなかつたものと推認される。

さらに、申立期間①及び③の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

次に、申立期間②については、申立人が所持する平成3年度国民年金保険料領収証書により保険料が納付されていることは確認できるが、社会保険庁の記録から、平成6年9月2日付けで申立期間②の国民年金保険料（9,000円）の還付が決議され、同年9月14日付けでB銀行C支店に送金されたことが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間のうち、平成3年4月及び同年6月から4年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできず、また、3年5月の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 3 月から同年 5 月までの期間及び 56 年 9 月から 57 年 4 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 3 月から同年 5 月まで
② 昭和 56 年 9 月から 57 年 4 月まで

昭和 56 年 3 月に国民健康保険の加入手続のため A 市町村役場に行った際に国民年金の加入手続も必要だと言われ、国保担当窓口の斜め後ろの国民年金担当窓口で手続を行った。

申立期間の保険料は、地区の納税組合に私の母が家族分をまとめて納付していたはずなので、申立期間が未納となっていることに納得できない。未納期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 56 年 3 月に国民年金の加入手続をし、申立期間の国民年金保険料は、その母親が納付していたはずであると主張するところ、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは 59 年 11 月 29 日、資格取得は 56 年 3 月 19 日に遡^{そきゅう}及して行われていることが確認でき、手帳記号番号が払い出された時点で、申立期間①及び②の保険料は時効により納付することはできなかったものと推認される。

また、申立期間の保険料を納付するためには、別の手帳記号番号が払い出されていないが、別の手帳記号番号の払出しは確認できない上、申立人が所持する国民年金手帳に記載された国民年金手帳記号番号は、昭和 59 年 11 月 29 日に払い出された手帳記号番号であることが確認できる。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、保険料を納付していたとされる申立人の母親の記憶も曖昧^{あいまい}であり、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをう

かがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

秋田国民年金 事案 536

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から51年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から51年4月まで

申立期間の国民年金保険料については、2回目の特例納付の時期に、家族の中で少し高い金額(30万円)になるが後々のために納付したほうがよいということになり、昭和50年夏ごろにA市町村役場内の銀行派出所で納付した記憶がある。

申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、昭和50年の夏ごろに特例納付したと主張するところ、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和61年3月20日、資格取得は同年4月1日に行われたことが確認でき、申立期間は国民年金に加入していない期間であり、申立期間の保険料を特例納付することはできなかつたものと推認される。

また、申立期間の保険料を特例納付するためには、別の手帳記号番号が払い出されていなければならないが、払出しの事実は確認できないとともに、払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない上、特例納付は強制加入被保険者期間について行うことができるとされているところ、申立人の夫は申立期間当時、厚生年金保険に加入していることが確認でき、申立人は、国民年金の強制加入被保険者には該当していなかつたものと推認される。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人が納付したと主張する金額は、申立期間の保険料を特例納付した場合の金額と大きく相違しているなど、納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 11 月から 49 年 4 月まで
② 平成元年 6 月から 2 年 4 月まで
③ 平成 3 年 1 月から同年 4 月まで
④ 平成 3 年 11 月から 4 年 4 月まで
⑤ 平成 4 年 10 月から 5 年 4 月まで
⑥ 平成 8 年 10 月から 9 年 4 月まで

公共職業安定所の紹介で、申立期間①については、A市町村にあるB株式会社に勤務し、申立期間②については、C市町村にあるD事業所に勤務していた。

申立期間③については、E市町村の株式会社Fに勤務していた。

申立期間④については、G市町村のH株式会社に、申立期間⑤については、I市町村のJ株式会社に、申立期間⑥はK都道府県のL株式会社にそれぞれ勤務していた。

出稼ぎで勤務していたが、雇用保険の加入記録もあり、厚生年金保険にも加入していたはずだと記憶しているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の記録により、申立人が昭和 48 年 11 月 5 日から 49 年 4 月 15 日までの期間について、B株式会社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、B株式会社の厚生年金基金加入記録に申立人の加入記録は確認できない。

また、社会保険事務所が保管するB株式会社の健康保険厚生年金保険被

保険者原票により申立期間に被保険者資格を取得していることが確認できる 443 人について、加入期間が短期間（6 か月以内）の者 49 人のうち連絡が取れた 6 人はいずれも、「出稼ぎではなかった。」と供述している上、社会保険庁のオンライン記録で昭和 45 年 1 月から 50 年 12 月までの期間に被保険者資格を取得している 78 人の中に、加入期間が申立期間と同じ出稼ぎ期間（11 月から 4 月までの期間）となっている者は一人も確認できず、B 株式会社では、申立期間当時、出稼ぎ者を厚生年金保険に加入させていなかったものと推認される。

- 2 申立期間②について、雇用保険の記録及び事業主の証言により、申立人が平成元年 6 月 7 日から 2 年 4 月 14 日までの期間について、D 事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、当時の事業主は、「申立人が勤務していたことは記憶しているが、当時は従業員が 3 人しかおらず、厚生年金保険には加入していなかったため、保険料控除はしていなかった。」と証言している上、社会保険庁の記録により、D 事業所は厚生年金保険の適用事業所とはなっていないことが確認できる。

- 3 申立期間③について、雇用保険の記録により、申立人が平成 3 年 1 月 17 日から同年 4 月 17 日までの期間について、株式会社 F に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、株式会社 F は、「申立期間当時は、出稼ぎ者については厚生年金保険に加入させていなかった。」と回答している上、株式会社 F に係る社会保険庁のオンライン記録により、申立期間に被保険者資格を取得した 14 人について確認したところ、申立期間と同じ期間（1 月から 4 月までの期間）の加入記録がある者は一人も確認できない。

また、株式会社 F が加入していた M 健康保険組合に申立人の健康保険加入記録は確認できない。

- 4 申立期間④について、雇用保険の記録及び同僚の証言により、申立人が平成 3 年 11 月 12 日から 4 年 4 月 16 日までの期間について、H 株式会社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、H 株式会社の厚生年金基金加入記録に申立人の加入記録は確認できない上、H 株式会社が加入していた M 健康保険組合においても申立人の健康保険加入記録は確認できない。

また、当時の同僚は、「出稼ぎ者が希望すれば厚生年金保険に加入しなくてもよかった。」と証言しているが、H 株式会社は、平成 12 年 3 月 31 日に解散しており、当時の同社における厚生年金保険の取扱い等については確認することができない。

- 5 申立期間⑤について、雇用保険の記録により、申立人が平成 4 年 10 月 29 日から 5 年 4 月 15 日までの期間について、J 株式会社に勤務していた

ことは確認できる。

しかしながら、J株式会社は、申立期間当時の記録を保管しておらず、当時の勤務状況は確認できない。

また、J株式会社の厚生年金基金加入記録に申立人の加入記録は確認できない上、N健康保険組合においても申立人の健康保険加入記録は確認できない。

- 6 申立期間⑥について、雇用保険の記録により、申立人が平成8年10月28日から9年4月13日までの期間について、L株式会社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、L株式会社は、「人事記録を確認したところ、申立期間当時、申立人を厚生年金保険に加入させていなかった。」と回答している。

また、L株式会社に係る社会保険庁のオンライン記録により、申立期間に被保険者資格を取得していることが確認できる50人のうち、連絡が取れた6人はいずれも、「自分は正社員だった。」と供述している上、申立期間と同じ期間（10月から4月までの期間）の加入記録がある者は一人もおらず、L株式会社では、申立期間当時、出稼ぎ者を厚生年金保険に加入させていなかったものと推認される。

- 7 このほか、申立期間①から⑥までについては、いずれも事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事実が確認できる給与明細書等の資料は無く、保険料控除に関する申立人の記憶も曖昧である。
- 8 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 3 月 21 日から同年 4 月 1 日まで
② 昭和 49 年 11 月 18 日から 50 年 4 月 15 日まで

A株式会社に計7回、出稼ぎに行った。昭和43年11月27日から44年3月20日までの期間もA株式会社で働き、社会保険も掛けられていた。年金記録では厚生年金保険の加入月が3か月となっているが、給料明細では4か月分引かれているため、再調査を依頼したい。また、49年11月18日から50年4月15日までの期間についてもA株式会社で働いたが、厚生年金保険の加入記録が無いので調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A株式会社における社会保険庁の加入記録では昭和43年12月1日から44年3月21日までの記録しかないが、44年3月の給与明細書では厚生年金保険料が控除されているので、44年3月についても厚生年金保険の加入期間と認めてほしいと主張するところ、申立人が所持する給与明細書から、昭和43年12月から44年3月までの給与から厚生年金保険料が控除されていることは確認できる。

しかしながら、雇用保険の記録から、申立人は昭和44年3月20日に同事業所を離職したことが確認でき、申立人自身も、「勤務したのは昭和44年3月20日までであった。」と供述している。

一方、厚生年金保険法第19条第1項によると「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに参入する。」とされている。また、厚生

年金保険法第 81 条第 2 項によると「保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。」とされている。これらのことから判断すると、被保険者資格を喪失した月である昭和 44 年 3 月の厚生年金保険料が控除されていたことをもって、同月を申立人の厚生年金保険被保険者期間とすることはできず、申立人の昭和 44 年 3 月支給の給与から控除された同月分の厚生年金保険料は、事業主が誤って控除したものと考えられる。

申立期間②について、申立人は、昭和 49 年 11 月 18 日から 50 年 4 月 15 日までの期間についても A 株式会社に出稼ぎに行ったが、厚生年金保険の加入記録が無いのはおかしいと主張するところ、雇用保険の加入記録から、申立人が A 株式会社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立人が 7 回、A 株式会社に一緒に出稼ぎに行ったと主張する同僚についても、申立期間②の厚生年金保険の加入記録は無く、A 株式会社では、「当時の厚生年金保険の資料は残っていないが、季節雇用者については、雇用予定期間や就業時間の相違により、厚生年金保険の加入の取扱いが異なっていた。」と回答しており、申立期間当時、当該事業所では、出稼ぎ労働者全員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

また、社会保険事務所が保管する A 株式会社に係る申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立人の申立期間②の加入記録は無く、その前後の期間の健康保険記号番号に欠番もみられない。

さらに、申立人は、申立期間②に国民年金に加入し、保険料も納付していることが確認できる。

このほか、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されたことを示す関連資料は無く、控除されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 10 月から 59 年 3 月まで

昭和 57 年 10 月に A 株式会社に入社し、3 か月間見習いとして同社の B 事業所に勤務し、研修を受けた。その後、正社員となり、同社の C 事業所において、営業を開始した 59 年 2 月から同年 5 月まで勤務したが、厚生年金保険加入期間が 59 年 4 月の 1 か月しかないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A 株式会社には、昭和 57 年 10 月から 59 年 5 月まで勤務したので、厚生年金保険の加入記録が 59 年 4 月しかないのは納得できない。」と主張するところ、A 株式会社では、「社員名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書から、申立人が入社したのは昭和 58 年 12 月 17 日、厚生年金保険に加入したのは 59 年 4 月 1 日であることが確認できた。また、当時、厚生年金保険に加入させるまでに 3 か月の試用期間があった。」と回答している。

また、当時の同僚から、申立人の勤務時期について聴取したが、申立人が主張する、昭和 57 年 10 月から勤務していたことが確認できる供述は得られなかった上、申立人が一緒に勤務していたとする同僚一人は、申立人と入社日及び厚生年金保険の資格取得日が同一であることが確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管する A 株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立人の加入記録は、昭和 59 年 4 月 1 日に資格取得し、同年 5 月 31 日に資格喪失した記録以外に無く、健康保険記号番号に欠番もみられない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控

除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

秋田厚生年金 事案 442

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年10月1日から29年8月1日まで
昭和27年10月から29年7月まで、A株式会社に勤務していたので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の経理担当職員及び同僚の証言から、申立人が申立期間当時、A株式会社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当時の経理担当者及び同僚は、「申立期間当時、A株式会社には50人から80人ぐらい働いていた。」と供述しているが、社会保険事務所が保管する同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、昭和27年11月30日現在の厚生年金保険加入者数は27人、29年7月31日現在では43人であることが確認でき、同事業所では、従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがえる。

また、社会保険事務所が保管する同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の厚生年金保険加入記録は無く、健康保険記号番号に欠番もみられない。

さらに、A株式会社では、当時の資料を保管していないため、勤務状況、厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年5月1日から同年12月25日まで
② 昭和34年5月2日から同年6月1日まで

A事業所が保管する人事記録では、昭和33年5月1日から同年12月25日までA事業所のBに、34年5月2日から同年11月30日までA事業所のCに勤務していた記録があるが、厚生年金保険加入期間に含まれていないので、これらの申立期間の厚生年金保険加入の有無を調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する人事記録及び雇用台帳から、申立人が申立期間①及び②当時、A事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立期間①については、社会保険庁の記録から、A事業所における昭和32年度の厚生年金保険被保険者資格の取得者の合計は401人、34年度は435人、35年度以降も400人前後となっていることが確認できる一方で、33年度の取得者は2人と極めて少ないことが確認できる。

また、申立期間①当時、申立人が一緒に勤務していたとする同僚3人についても厚生年金保険の加入記録は確認できない上、当時の経理担当者は、「厚生年金保険への加入はみな一緒であった。」と証言している。

申立期間②については、申立人は、厚生年金保険の記録では加入期間は昭和34年6月1日から同年12月1日までとなっているが、34年5月2日から勤務していたと主張するところ、社会保険庁の記録から、昭和34年度にA事業所が厚生年金保険適用事業所となったのは昭和34年6月1日であり、申立期間②当時は、厚生年金保険適用事業所とはなっていないことが確認できる。

また、申立人が一緒に勤務していたとする同僚3人の厚生年金保険の資格

取得も申立人と同じ昭和 34 年 6 月 1 日であることが確認できる。

このほか、申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 1 月 21 日から同年 7 月 26 日まで
株式会社Aに昭和 40 年 10 月から平成 10 年 3 月まで継続して勤務し、途中で休職した記憶は無いが、昭和 46 年 1 月 21 日から同年 7 月 26 日までの期間の厚生年金保険加入記録が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「株式会社Aには、昭和 40 年 10 月 1 日から平成 10 年 3 月 31 日まで継続して勤務したので、途中の 46 年 1 月 21 日から同年 7 月 26 日までの厚生年金保険加入記録が無いのはおかしい。」と主張するところ、同僚の証言から、申立人が申立期間について継続して勤務していたことは推認できる。

しかしながら、雇用保険の記録においても、申立人が昭和 46 年 1 月 20 日にいったん離職し、同年 7 月 26 日に再取得したことが確認できる。

また、社会保険事務所が保管する株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人の申立期間前後の期間の健康保険記号番号は、異なる番号となっていることが確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管する申立人の夫が勤務する事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、申立人が申立期間を含む昭和 46 年 1 月 2 日から同年 10 月 2 日までの期間において、夫の被扶養者に認定されていたことが確認できる。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 11 月 10 日から 44 年 4 月 20 日まで
昭和 43 年 11 月から 44 年 4 月まで、A事業所で勤務していたので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 43 年 11 月から 44 年 4 月までの期間は、A事業所に勤務していたので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。」と主張するところ、雇用保険の記録では、昭和 43 年 11 月 13 日から 44 年 4 月 15 日までB市町村に所在する株式会社Cに勤務していることが確認できる。

また、雇用保険の記録では、株式会社Cには、上記期間以外に、昭和 41 年 11 月 23 日から 42 年 3 月 20 日までの期間及び 44 年 11 月 11 日から 45 年 4 月 6 日までの期間等 6 回勤務したことが確認でき、同社の担当社会保険労務士は、「当時、出稼ぎ労働者は、厚生年金保険に加入させていなかった。」と供述している上、申立人は、これらのいずれの期間においても国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

さらに、D社会保険事務所が保管するA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立期間について、申立人の厚生年金保険加入記録は無く、健康保険記号番号に欠番もみられない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 11 月 15 日から 46 年 4 月 16 日まで
季節労働者としてA株式会社のB工場又はC工場で働いた昭和 45 年 11 月 15 日から 46 年 4 月 16 日までの期間が厚生年金保険未加入期間とされている。しかし、厚生年金保険に加入したから、45 年 11 月 15 日に国民年金被保険者資格を喪失したのであり、また、厚生年金保険被保険者資格を喪失したから、46 年 4 月 16 日に国民年金に再加入したものであることから、申立期間は厚生年金保険加入期間であるはずである。調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA株式会社B工場又はC工場に季節労働者として勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張するところ、A株式会社では、「当社が保管する厚生年金基金加入員番号簿に、申立期間における申立人の厚生年金基金の加入記録は確認できなかった。」と回答している（なお、社会保険庁の記録では、申立人について、昭和 44 年 11 月 4 日から 45 年 5 月 9 日までの期間の同社における厚生年金保険の加入記録があり、同期間については厚生年金基金の加入記録も確認できる。）。

また、申立人がA株式会社に一緒に季節労働に行ったとする同僚3人についても、申立期間については、厚生年金保険の加入記録及び厚生年金基金の加入記録のいずれも見当たらない。

さらに、社会保険事務所が保管するA株式会社B工場及びC工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立人及び同僚3人の申立期間に係る厚生年金保険加入記録は無く、健康保険記号番号に記録の不備をうかがわせる欠番もみられない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

秋田厚生年金 事案 447

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 11 月 7 日から 53 年 11 月ごろまで
私の A 事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が、昭和 52 年 11 月 7 日となっているが、53 年 11 月ごろまで勤務しており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A 事業所には昭和 53 年 11 月ごろまで勤務しており、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が 52 年 11 月 7 日となっているのは納得できない。」と主張するところ、雇用保険の加入記録においても、同事業所を離職したのは昭和 52 年 11 月 6 日となっていることが確認できる上、当時の同僚から聴取しても、申立期間に在籍していたことを確認できる供述を得ることができない。

また、社会保険事務所が保管する A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、申立人が昭和 52 年 11 月 7 日に厚生年金保険の資格を喪失し、健康保険証を同年 11 月 17 日に返納していることが確認できる上、B 市町村の記録から、申立人が同年 11 月 10 日に国民年金に強制加入し、同年 11 月 11 日に国民健康保険に加入したことが確認できる。

このほか、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されたことを示す給与明細書等の資料は無く、申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年6月から36年4月まで
A市町村のB株式会社に勤務し、自動車による製品の運搬などを行っていた。この間、間違いなく勤務し、厚生年金保険に加入していたと思うので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の同僚の証言から、申立人が申立期間当時、B株式会社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当時の同僚は、「私は、昭和31年10月1日に臨時工から正社員になり、同時に労働組合の組合員になった。当時、正社員になるのは難しく、早くても入社後2年ぐらいかかり、正社員でなければ厚生年金保険に加入できなかったし、労働組合の組合員にもなれなかった。」と証言しており、社会保険庁の記録から、この同僚が昭和31年10月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる一方、申立人は、「正社員ではなく、労働組合にも加入していなかった。」と供述している。

また、社会保険事務所が保管するB株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の加入記録は無く、健康保険記号番号に欠番もみられない。

そのほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。